

※処理事項	登録年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	前日付印				

受付印

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日

群馬県知事 殿

所在地 (本県が支庁等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	(兆 十億 百万 千 円)
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
法人名		前期末現在の 資本金等の額	
(ふりがな)	(ふりがな)		
代表者 氏名印	経理責任者 氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は** **道府県民税** **の** **連結事業年度分** **の** **特別法人事業税** **の** **特別税** **の** **予定申告書** ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (①)の金額	⑮	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (②× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑯						00
付加価値割額 (③× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑰						00
資本割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑱						00
収入割額 (⑤× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑲						00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (⑤)	⑳						00
特別法人事業税 特別法人事業税額 又は地方法人特別税額 (⑥× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	㉑						00
予定申告税額 (⑱+⑲+⑲+⑲+⑲)	㉒						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額	㉓						00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉔-㉕	㉔						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の明細							
摘要	課税標準	税率 (%)	税額				
所得割	所得金額総額 ㉖		兆	十億	百万	千	円
所得割	所得金額 ㉗		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額総額 ㉘		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額 ㉙		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額総額 ㉚		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額 ㉛		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額総額 ㉜		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額 ㉝		兆	十億	百万	千	円
合計事業税額 ㉞+㉟+㉟+㉟	㉞						00
平成28年改正法附則第5条の控除額	㉟						00
事業税の特定寄附金税額控除額	㊱						00
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊲						00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊳						00
納付すべき事業税額 ㊴-㊵-㊶-㊷-㊸	㊴						00
④の内訳	所得割 ㊹		兆	十億	百万	千	円
資本割 ㊺							00
収入割 ㊻							00
摘要	課税標準	税率 (%)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	㊼		兆	十億	百万	千	円
収入割に係る特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	㊽						00
合計特別法人事業税額 又は地方法人特別税額 (㊼+㊽)	㊾						00
仮装経理に基づく特別法人事業税額 又は地方法人特別税額の控除額	㊿						00
租税条約の実施に係る特別法人事業税額 又は地方法人特別税額の控除額	㊿						00
納付すべき特別法人事業税額 又は地方法人特別税額 ㊿-㊿-㊿	㊿						00
道府県民税	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (⑰)の金額	①					00
道府県民税	予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②					00
道府県民税	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③					00
道府県民税	この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④					00
道府県民税	均 等 割 額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤					月
道府県民税	この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦					00
道府県民税	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 (特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	⑧	兆	十億	百万	千	円
道府県民税	法人税割額	⑨					00
道府県民税	道府県民税の特定 寄附金税額控除額	⑩					00
道府県民税	外国の法人税等 の額の控除額	⑪					00
道府県民税	仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	⑫					00
道府県民税	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	⑬					00
道府県民税	納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭	⑭					00
道府県民税	⑮のうち特別控除取戻税額等又 は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	⑮					00
道府県民税	差引法人税割額 ⑮-⑯	⑯					00
道府県民税	法第15条の4の徴収猶予 を受けようとする税額	⑰					00
道府県民税	この申告の期間	⑱					月
道府県民税	前事業年度又は前連結事業 年度の期間	⑲					月
備考	関与税理士 署名押印 (電話)						

事業税

特別法人事業税又は地方法人特別税